

# 農業委員会だより

編集・発行  
 狛江市農業委員会  
 狛江市和泉本町1丁目1番5号  
 ☎03-3430-1111

いつもお世話になります

狛江市農業委員会  
 会長 小川昭治

残暑厳しき折、農業者並びにご家族の皆様には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また日頃より、狛江市農業委員会の活動に對しまして、ご理解とご協力をいただきましたまして厚くお礼申し上げます。

さて、昨年12月には「平成の農地改革」ともいわれる農地法が改正されました。国際的な穀物価格の高騰や輸入食料品の安全性の不安などを背景に、国内の食料供給力を強化する必要性から、重要な生産基盤である農地の確保を図り、有効利用を促進するというものです。

遊休農地の活用などのため、所有権を有しない形で、法人等を含めて農地を借りやすくなり、見直されたこととです。入り口を広く、悪い輩がいたら捕まえれば良いという発想です。例えば産業廃棄物などは一旦埋められてしまえば元に戻らないように流す事になったり、人の生命にも係わる問題となります。慎重な対応が求められています。当市においては市街化区域のため法人等による農地の賃貸借による参入は難しいと考えております。

一方、「地産地消」「食育」

など都市農業が重要な役割を果たし、市民の期待も益々高まっています。そもそも「食教育」の重要性と「栄養教育」「重視の限界を指摘している文科省。

これまででは生産性や消費拡大の視点が色濃かった農政から、「食教育」や「農業体験」を通じた農業理解と食料自給率向上を意図する農林水産省が協同の課題として推進しているわけでありませ

また、「都市計画法」の見直しも近く予定され、生産緑地制度と相続税納税猶予制度に大きく関わってきます。農業委員会では、農業を取巻く情勢の変化を的確にとらえ、農業者の皆様との対話を深めながら、狛江農業の発展に向けた対応ができればと考えておりますので、今後ともより一層のご支援ご協力をお願いいたします。

農地法の改正に伴う農地の貸借について  
 (狛江市の市街化区域・生産緑地では)

- 農地の貸借を行うと相続税納税猶予制度が受けられません。
- 相続税納税猶予制度適用農地の権利移動(売買・貸借等)は、期限の確定となります。
- 生産緑地を貸借した場合、主たる従事者は「借受人」となります。

詳細は農業委員会事務局まで

平成 22 年度の目標及び

その達成に向けて

### 活動計画を

作成しました。(抜粋)

### 基本方針

狛江市の農業は、とりわけ

特産物というものはないが、「何でも出来ないものはないのが狛江の特徴」と言われてきたように、多品目の農産物が生産されています。

また、都市近郊における生産環境の悪化等の問題に直面しながらも、新鮮かつ安全で質の高い農産物を市民に供給しています。

一方、農地は市民交流の場の提供等多くの役割を果たしています。しかし、都市農業の抱えている問題は農地の減少、後継者不足等多岐にわたたり、依然として農業を取

巻く環境は厳しい状況にあります。

このような中で、農業委員一人ひとりの自覚のもと、市民とともに育てる農業を目指して活動を推進します。

### 活動内容

#### 1 「新1・1活動」の推進

東京都管内全農業委員会で統一して実施する活動として、22年度で新規に掲載したもので、農業委員会組織として「特色を活かした独自の活動」をひとつ、加えて農業委員一人ひとりが役割分担等による自らの役割を踏まえ「目標を設定して行なう活動」をひとつ以上設定して取り組みます。

「目標を設定して行なう活動」の一環として座談会の集約をするとともに講演会や研修会を開催するための土台を作っていきます。

#### 2 「行動する農業委員」

##### 活動の推進

作っていきます。

① 目標の達成に向けた活動計画を策定するとともに、活動実績を検証、評価することにより、農業委員会が行う取り組みを効率的に推進します。

平成 21 年度では、活動方針及び計画を農業委員全員で協議した結果を策定しました。さらに、点検及び評価した結果を踏まえて、平成 22 年度においても重点的に取り組むべき農業委員会活動を定めるため、第 4 回総会で協議しました。

② 農業者に正確な情報を提供して、農家の意向を把握するため講演会及び農家座談会を開催します。

「目標を設定して行なう活動」の一環として座談会の集約をするとともに講演会や研修会を開催するための土台を作っていきます。

#### 3 農地の保全管理と利用促進

① 「農地管理推進月間」を 9 月～10 月に設定して、相続税等納税猶予制度適用農地、生産緑地等の農地パトロールによる現況把握や啓発活動を行ないます。また、5 月及び 12 月にも農地パトロールを実施します。

農業委員会では、農地の適正管理と無断転用の防止を図るため、日常的に各担当地域の農地の利用状況を点検するとともに、年 3 回農業委員全員で相続税納税猶予制度適用農地を中心に、農地パトロールを実施します。

また、秋には農地管理推進月間を設定し、遊休農地解消対策として、パトロール後の審査会では、委員全員の意見を集約し管理不十分な農業経営者に対する農地法・制度の適切な指導を実施します。

また、秋には農地管理推進月間を設定し、遊休農地解消対策として、パトロール後の審査会では、委員全員の意見を集約し管理不十分な農業経営者に対する農地法・制度の適切な指導を実施します。

また、秋には農地管理推進月間を設定し、遊休農地解消対策として、パトロール後の審査会では、委員全員の意見を集約し管理不十分な農業経営者に対する農地法・制度の適切な指導を実施します。

また、秋には農地管理推進月間を設定し、遊休農地解消対策として、パトロール後の審査会では、委員全員の意見を集約し管理不十分な農業経営者に対する農地法・制度の適切な指導を実施します。

② 農地等の減少を防止す

るため、計画的かつ適切に農地を保全するとともに多面的機能の活用を図るため、生産緑地の追加指定等に協力します。

4 企業の農業経営と多様な担い手の育成及び支援

認定農業者等担い手の確保、育成を推進するとともに、認定農業者が自ら作成する経営改善計画の実現を支援します。

狛江市では21年度に初めて10名の認定農業者を認定しました。22年度では認定者を支援するための補助制度をつくりました。さらに新規の認定農業者の認定に向けて、支援していきます。

5 地域住民との連携活動の推進

教育・福祉と連携し、食

教育及び農業体験学習等の協力を図ります。

21年度では、親子で狛江産

の農産物に興味を持ち、野菜の摂取量の増加、地産地消の考え方を普及することを目的に実施された「農業のフロアに聞く」と題した事業に協力しました。22年度でも継続事業として協力していきます。

6 情報活動の推進

「農業委員会だより」を

発行し、農業経営等に関することや、農政を取巻く状況に関する正確な情報活動を推進します。

編集委員5名により昨年

は9月と4月の年2回発行しております。今後も継続してまいりますので、ご感想・ご意見及び素材（ネタ）等がございましたらお寄せ下さい。

狛江農業について

1 農業経営の充実

市民は、有機農産物、減農薬農産物など環境保全型農業への期待が強く、農業者も農業施策として有機農業・減農薬栽培の推進を望んでいます。そのため、市民に安全で美味しい農産物を供給する体制を充実していく必要があります。

狛江市の農家は、農業継続意向が高く、後継者のいる農家も55%近くを占めており、経営意欲があり、狛江市の中心となる農業者を支援する必要があります。また、若い後継者をはじめ女性農業者など家族が安心して農業に従事できるよう支援することが大切です。

2 多様な流通の確立

狛江市の農業者は直売志向が強く、共同直売、個人直

売、スーパー・レストランへの供給など多様な販売が行われています。市民も市内産の農産物の入手意向が高く、直売や市内の農産物生産に関する情報の提供や市民が入手しやすい供給体制を確立していく必要があります。狛江市は農地面積が少ないため、農業者の連携による生産の拡大と合わせて、多様な販路の拡大を図ることが課題といえます。今後、狛江産農産物のブランド化を進めることも大切です。

相続時等の際の届出について

(平成 21 年 12 月 15 日、農地法の一部改正が施行されました。)

相続等で農地の権利を取得した者は、その旨を 10 ヶ月以内に農業委員会に届け出ることが必要となりました。

詳細は農業委員会事務局まで

平成22年度狛江市農業委員会活動主要日程		
月	狛江市農業委員会	東京都農業会議等
22年 4	20日 農業委員会総会 ○「農業委員会だより」発行 ○22年度活動計画の検討、作成	7日 全国情報会議 21日 北多摩地区農業委員会連合会理事会
5	20日 農業委員会総会 20日 農地現地調査 ○農地パトロール委員会	11日 賛助員協議会 14日 主任職員協議会 27日 全国農業委員会会長大会
6	22日 農業委員会総会 ○企業的農業経営顕彰推薦 ○農業後継者顕彰推薦	1日 北多摩地区農業委員会連合会通常総会 4日 相続税納税猶予制度実務研究会 18日 会長職務代理研究集会
7	20日 農業委員会総会 22年度の活動に対する点検・評価 ○編集委員会 ○北多摩地区農業委員会連合会優秀農業経営者推薦 ○農業功労者表彰推薦	1日～2日 北多摩地区農業委員会連合会会長研修 6日 夏季地区別広域連携会議 28日 北多摩地区農業委員会連合会委員研修 29日～30日 農地関連法・制度研修会
8	20日 農業委員会総会 ○編集委員会	17日 農業会議通常総会 27日 主任職員協議会
9	17日 農業委員会総会 17日 農地現地調査 ○農地パトロール委員会	3日 農業委員会職員現地研究会 8日 農地部会長研究集会 29日 経営関係部会長会議
10	20日 農業委員会総会 ○編集委員会	8日 賛助員協議会 28日～29日 会長現地研究会
11	19日 農業委員会総会 ○編集委員会	19日 農業委員会活動推進フォーラム 26日 農業者年金制度推進研究会
12	20日 農業委員会総会 20日 農地現地調査 ○農地パトロール委員会	2日 全国農業委員会会長代表者集会 14日 北多摩南部地区職員検討会
23年 1	18日 農業委員会総会	26日 冬季地区別広域連携会議
2	18日 農業委員会総会 ○23年度活動計画の検討。	
3	18日 農業委員会総会 ○22年度活動に対する点検・評価 ○23年度活動計画の検討、作成。 ○農業委員会だより発行	3日 東京都農業委員・農業者大会 11日 主任職員協議会 17日 農業会議通常総会
★日程等については、変更する場合があります。		